

■障害児(者)リハビリテーション料の引き上げ

■障害児(者)リハビリテーション施設要件緩和

現行	改正案												
<p><b>【障害児(者)リハビリテーション料】</b> (1単位)</p> <table border="0"> <tr> <td>6歳未満</td> <td>190点</td> </tr> <tr> <td>6歳～18歳</td> <td>140点</td> </tr> <tr> <td>18歳以上</td> <td>100点</td> </tr> </table> <p>・患者1人につき1日6単位まで算定する</p> <p>児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設又は国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、厚生労働大臣の指定するもの</p> <p><b>[施設基準]</b></p> <p>・60㎡以上 (言語聴覚療法を行う場合は、専用の個別療法室8㎡以上を別に有していること)</p> <p>2 言語障害のある患者(脳血管障害等による失語、構音障害や小児の発達障</p>	6歳未満	190点	6歳～18歳	140点	18歳以上	100点	<p><b>【障害児(者)リハビリテーション料】</b> (1単位)</p> <table border="0"> <tr> <td>6歳未満</td> <td>220点</td> </tr> <tr> <td>6歳～18歳</td> <td>190点</td> </tr> <tr> <td>18歳以上</td> <td>150点</td> </tr> </table> <p>・患者1人につき1日6単位まで算定する</p> <p>以下の各号のいずれかに該当すること</p> <p>1 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設又は国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、厚生労働大臣の指定するもの</p> <p>2 当該施設でリハビリテーションを実施される患者が、主として脳性麻痺等の患者(ただし、加齢に伴う心身の変化に起因する疾病のものを除く。)であること</p> <p><b>[施設基準]</b></p> <p>・病院60㎡以上、診療所45㎡以上 (言語聴覚療法を行う場合は、専用の個別療法室8㎡以上を別に有していること)</p>	6歳未満	220点	6歳～18歳	190点	18歳以上	150点
6歳未満	190点												
6歳～18歳	140点												
18歳以上	100点												
6歳未満	220点												
6歳～18歳	190点												
18歳以上	150点												

## ■集団コミュニケーション療法の新設

### ■集団コミュニケーション療法1 単位につき50点

新

(1 人につき1 日3単位まで算定可)

- 1 専用の集団療法室等において、医師の指示のもと言語聴覚士(又は医師)と患者が1対複数で20分以上訓練を行った場合に算定する
- 2 実施単位数は言語聴覚士1人当たり1日のべ54単位を限度とし、訓練時間が20分に満たない場合は基本診療料に含まれるものとする
- 3 同一の患者に対して、個別療法と集団療法を同一日に行った場合は、個別療法の所定点数のみにより算定する

#### [施設基準]

- 1 現に脳血管疾患等リハビリテーション料又は障害児(者)リハビリテーション料を算定する施設で、**専用の集団療法室**を備えていること
- 2 専任の常勤医師が1名以上いること
- 3 言語聴覚療法を担当する専従の言語聴覚士が1名以上いること  
脳血管疾患等リハビリテーション料又は障害児(者)リハビリテーション料の算定対象患者であって、言語・聴覚機能の障害を有するもの

**専用の集団療法室の面積等の要件は2月14日現在は不明**

- 逡減制の廃止
- ADL加算の廃止
- 早期リハビリテーション加算 30点新設
- リハビリテーション総合計画評価料

### 早期リハビリテーション加算30点(1単位につき)(改正案)

- 1 疾患別リハビリテーション料の算定日数上限の起算日から**30日間**に限り算定できる。
- 2 入院中の患者についてのみ算定できることとする
- 3 入院中の患者に対し、訓練室以外の病棟等において行われたものについてのみ算定できるADL加算については、簡素化の観点より廃止とする。

リハビリテーション総合計画評価料は1月に1回を限度として算定できることとする。(改正案)

現行	改正案
<p><b>【リハビリテーション総合計画評価料】</b></p> <p style="text-align: right;">480点</p> <p>[算定要件]            医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション総合実施計画を作成し、これに基づいて行ったリハビリテーションの効果、実施方法等について共同して評価を行った場合に、入院初月又はリハビリテーションを最初に実施した月並びに、その月から2月、3月及び6月の各月に限り、それぞれ1月に1回を限度として算定する</p>	<p><b>【リハビリテーション総合計画評価料】</b></p> <p style="text-align: right;"><b>300点</b></p> <p>[算定要件]            医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の多職種が共同してリハビリテーション総合実施計画を作成し、これに基づいて行ったリハビリテーションの効果、実施方法等について共同して評価を行った場合に、<b>1月に1回</b>を限度として算定できる</p>

- 疾患別リハビリテーション料の逡減制の廃止等
- 脳血管疾患等リハビリテーション(Ⅲ)の新設
- 医学管理料は廃止

(改正案)

	脳血管	運動器	呼吸器	心大血管
I	235点	170点	170点	200点
II	190点	80点	80点	100点
III	100点	/	/	/
標準的リハビリテーション実施日	180日	150日	90日	150日

疾患別リハビリテーション医学管理料は廃止し、各疾患別リハビリテーションの標準的リハビリテーション実施日数を超えたものについては、**1か月当たり13単位**まで算定可能とする（算定単位数上限を超えたものについては、**選定療養**として実施可能。）

**施設基準・人員配置は2月14日現在は不明**

■未確定認情報

脳血管リハIIの人員基準はPT・OT・STがそれぞれ1名以上  
合計4名以上との情報あり

2月9日回復期リハビリテーション病棟研究会 石川誠会長の発言より

- 回復期リハ施設基準の医師の要件緩和
- 回復期リハビリテーション病棟に対する質の評価の導入
- 重度患者回復病棟加算の新設

### 回復期リハ施設基準の医師の要件緩和（改正案）

リハビリテーション科を標榜しており、~~専任~~専任の医師1名以上、病棟に専従の理学療法士2名以上及び作業療法士1名以上の常勤配置を行うこと

現行	改正案
<p><b>【回復期リハビリテーション病棟入院料】</b></p> <p>1,680点</p> <p>[算定要件] 回復期リハビリテーションを要する状態の患者を8割以上入院させていること</p>	<p><b>【回復期リハビリテーション病棟入院料1】</b></p> <p>1,690点</p> <p>[算定要件] 回復期リハビリテーションを要する状態の患者を8割以上入院させており、かつ以下の要件を満たすこと</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>1 当該病棟において新規入院患者のうち1割5分以上が重症の患者であること</p> <p>2 当該病棟において退院患者のうち、他の保険医療機関への転院した者等を除く者の</p> </div> <p><b>【重症患者回復病棟加算】</b></p> <p>50点(1日につき)</p> <p>[算定要件] 重症の患者の3割以上が退院時に日常生活機能が改善していること</p> <p>[施設基準] 回復期リハビリテーション病棟入院料1の届出を行っている病棟であること</p> <p><b>【回復期リハビリテーション病棟入院料2】</b></p> <p>1,595点</p> <p>[算定要件] 回復期リハビリテーションを要する状態の患者を8割以上入院させており、かつ回復期リハビリテーション病棟入院料1の基準を<b>満たさないもの</b></p>

平成20年3月31日時点で、現行の回復期リハビリテーション病棟入院料を算定している病棟においては、平成20年9月30日までの間は、**現行の点数を算定**することができる。また、平成20年9月30日以前であっても、算定要件を満たしている施設については、回復期リハビリテーション病棟入院料1及び重症者回復病棟加算を**算定**することができる。